

2009年12月23日

森 一久 殿

公益財団法人第五福竜丸平和協会  
代表理事 川崎 昭一郎

顧問就任のお願い

公益財団法人第五福竜丸平和協会定款第28条に基づき、過日の理事会において貴殿を顧問に選任することが決まりました。任期は2010年1月1日より2012年5月30日までです。

当法人の更なる発展のために是非とも引き続きお力添え賜りますようよろしくお願い申し上げます。

諾否についてのご回答を同封のハガキでお知らせ下さい。

ご参考までに定款を同封しました。

定款で任期を定めて選任することになっていますので、今回は上記のように致しました。再任も可です。

# 公益財団法人第五福竜丸平和協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人第五福竜丸平和協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中野区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、昭和29年3月1日ビキニ水爆実験の被災船第五福竜丸を記念し、原水爆被害の諸資料を収集・保管・展示することにより、都民をはじめ広く国民の核兵器禁止・平和思想の育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 第五福竜丸の保存・管理・展示事業

(2) 第五福竜丸を中心に原水爆の被害に関する資料の収集・保管・展示事業

(3) 前2号の事業の発展・充実のための普及・広報活動事業

(4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、前項の事業の推進に資するため、第五福竜丸及び原水爆に関する出版物の刊行、記念品の作成・配布事業を行う。

3 前2項の事業は、東京都内において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の基本財産は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律